

# 仕様書

## 1 業務名

恵下埋立地戸山地区環境調査業務

## 2 履行場所

広島市安佐南区沼田町大字阿戸外

## 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務目的

本業務は、恵下埋立地整備事業による戸山地区の環境への影響を調査するために行うものである。

## 5 調査地点

別紙調査地点図のとおり。

なお、道路交通騒音振動調査の調査地点は、令和7年度に実施した地点又はその周辺で適切な地点を本市と協議して選定する。

## 6 調査日

別途、本市と協議して決定する。

## 7 業務内容

### (1) 河川水質調査

ア 吉山川、天皇原川、上垣内川及び中央川の4カ所（別図）において、次表のとおり測定する。

測定項目	測定頻度			
	吉山川	天皇原川	上垣内川	中央川
水質汚濁に係る環境基準32項目 塩化物イオン 電気伝導率	年1回	年4回	年1回	年1回
ダイオキシン類	年1回			

なお、検体の採取に当たっては、事故防止に万全を期するとともに、車両等の通行を妨げることをないように配慮すること。

イ 測定項目及び測定方法は、別表1のとおり。

### (2) 道路交通騒音振動調査

ア 工事関係車両の走行が最大となる時期に、No. 1～4（別図）の4地点において、道路交通騒音及び道路交通振動の測定を任意の時刻から24時間連続で行う。

イ 道路交通騒音測定方法

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境省告示第64号）及びJIS Z8731に

規定する方法とする。

#### ウ 道路交通振動測定方法

「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）及びJIS Z8735に規定する方法とする。

エ 測定機材は、測定に支障をきたさない位置に設置し、安全には十分注意すること。また、測定期間中、機器が正常に稼働するよう、適宜、調査地点を巡回し保守点検を行うこと。

#### (3) 土壌調査

ア 広島湯来線（天王原工区）沿線の1カ所（別図）において、土壌の調査を1回行う。調査日は、2月下旬から3月上旬に実施する。なお、検体の採取に当たっては、事故防止に万全を期するとともに、車両等の通行を妨げることのないように配慮すること。

#### イ 測定項目及び測定方法

別表2のとおり。

### 8 現場責任者等

受託者は、契約締結後、広島市委託契約約款第8条に基づき、選任した現場責任者の氏名を報告するものとする。現場責任者に変更があった場合も同様とする。

### 9 報告

(1) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、河川水質はダイオキシン類が検体採取日から40日以内、その他の項目が20日以内、騒音振動は測定終了から20日以内、土壌は検体採取日から20日以内に発注者へ提出するものとする。また、年末年始の休日のためにこれにより難しい場合は、発注者と受注者の間で協議して提出期限を定めるものとする。

なお、検査結果において、異常と思われる事項を発見した場合は、直ちに発注者に対し、報告するものとする。

ア 採取年月日及び場所

イ 測定結果

ウ 業務写真帳（写真撮影は、検体採取又は測定時とする。）

(2) 報告書の大きさは原則としてA4版とする。

(3) 報告書の提出部数は1部とする。なお、測定結果については、分析計算書（測定チャート、検量線等）を添付し、測定結果一覧表については、電子媒体でも報告するものとする。

### 10 その他

(1) 業務に必要となる機械器具、光熱水費、電源の確保、借地料、手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。

(2) 業務の実施にあたっては、事前に測定地点を選定し、必要な人員を適正に配置して十分な測定体制を整えること。

(3) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項は、本市と協議して定めるものとする。

(4) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。

ア 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。

イ 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。

ウ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。

エ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

別表1 河川水質調査測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法
「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46.12.28環告59)別表1に掲げる項目(健康項目)及び別表2の河川A類型の項目(生活環境項目)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46.12.28環告59)に規定する方法
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に規定する方法
塩化物イオン	「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)に規定する方法
電気伝導率	JIS K 0102-1の13に定める方法

別表2 土壌調査測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法
塩化物イオン	地盤工学会基準(JGS 0241)に規定する方法(測定結果は、単位をmg/kgとして表示する。)

別図 調査地点

